

津山市立勝北中学校 いじめ問題対策基本方針

平成30年12月 改訂

めざす生徒像

- ・自分を大切にするとともに、他人をも大切にす生徒
- ・身近な差別や偏見を見抜き、他と協力して解消していこうとする生徒

いじめ問題への対策の基本的な考え方

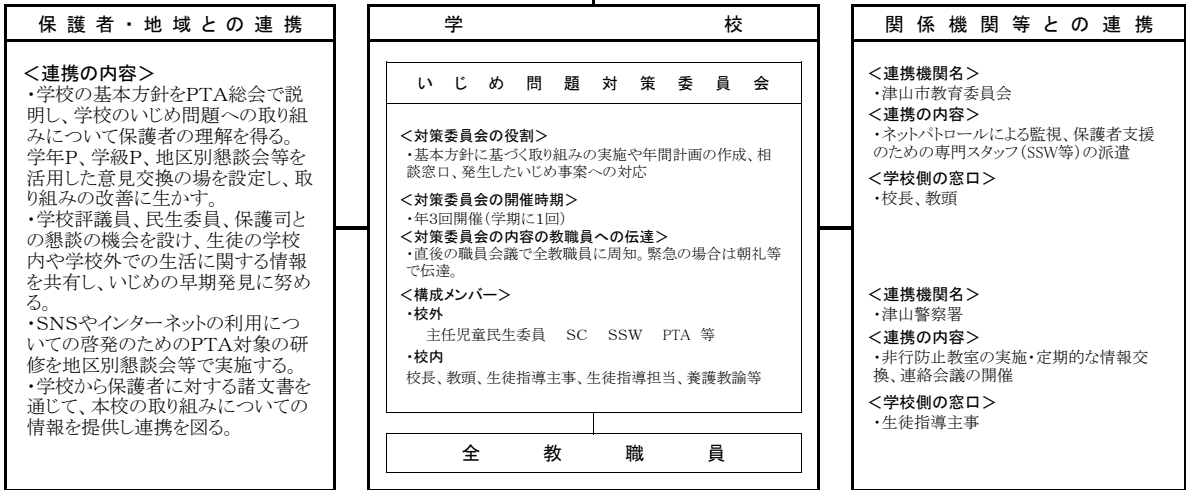
・学校をあげた横断的な取り組みを推進するために、いじめ対策委員会には生徒指導主事以外にも管理職、養護教諭、各学年の教職員も参加し、それぞれの立場から実効的な問題解決のための取り組みを行う。

・いじめの未然防止にむけて、生徒会活動や行事など生徒の主体的な活動を進めるとともに、授業や部活動などで誰もが活躍できる場を設けることで、自己存在感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

・いじめの早期発見のために、日常の生徒との関わりを大切にす。また、アンケートや教育相談を実施し、得られた情報の教職員間での共有を図る。

<重点となる取組>

- ・「いじめ防止啓発月間」など、生徒会が実施する取り組みを支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・生徒のSNSやインターネットの利用実態を踏まえ、情報モラルに関する授業を計画的に実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組	
①	<p style="text-align: center;">いじめの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> (教員研修) ・教職員の指導力向上のための研修として、学年や学級の集団づくりについての研修や生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。 (生徒会活動) ・いじめ防止啓発月間において、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取り組みを進める。 (居場所づくり) ・日頃の授業では、生徒が自己存在感を感じることができるようにグループ学習やグループエンカウンターなどを積極的に取り入れる。 ・学習発表会や校外学習などの特別活動や部活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネットいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるために、情報モラルを高めるための機会を設ける。
②	<p style="text-align: center;">早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> (実態把握) ・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・生徒の気になる変化や行があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントをPTA総会、学級・学年懇談会、地区懇談会で伝え、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③	<p style="text-align: center;">いじめへの対処</p> <ul style="list-style-type: none"> (いじめの有無の確認) ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ問題対策委員会を開催する。 (いじめられた生徒への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を守り抜くことを最優先に当該生徒及び保護者に対して支援を行う。 (いじめた生徒への指導) ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係などその背景を十分把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 (関係機関との連携) ・必要に応じて、関係機関と連携し、速やかな対応を行う。